

カップ日本開催を控え、日本代表の練習拠点としての利用を契機に、幅広い層の市民に親しまれ、より多くの人々に利用される、スポーツ振興を後押しする場となるようリニューアル工事をした城山陸上競技場。その他にも、城山庭球場、小峰庭球場、城内弓道場、鴨宮運動場、酒匂川左岸サイクリング場、酒匂川サイクリングコース、御幸の浜プール等、数多く有しているが、老朽化の進行や利用状況などを踏まえた今後のスポーツ施設のあり方を検討し、整備を進めスポーツ環境を充実させていく。

5 くらしと政治

1 行政

行政のしくみ 行政は、住民が快適に生活できるように生活環境を整えたり、種々のサービスに努めることを目的としている。

その行政の最高責任者である市長は、国の政治と違って、議員と同様に住民が直接選挙する。本市においても、市制施行当時は議会の推せんによったが、1947年（昭和22）地方自治法の施行に伴い、四代から公選となった。また、市長を補佐する副市長は、議会の同意を得て市長が任命している。その他、執行機関として各種の行政委員会が置かれているが、これは市長と市議会の関係と同様に、それぞれ権限を分け合い、1つの機関の判断で勝手な政治が行われるのを防ぐ目的で設けられたものである。本市には、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、農業

歴代市長

順位	氏名	期間
初代	益田 信世	1941. 3 ~ 1944. 5
2代	鈴木 英雄	1944. 6 ~ 1946. 4
3～4代	佐藤 謙吉	1946. 6 ~ 1948.12
5～9代	鈴木 十郎	1949. 2 ~ 1969. 2
10～13代	中井 一郎	1969. 2 ~ 1985. 2
14～15代	山橋敬一郎	1985. 2 ~ 1992. 4
16～19代	小澤 良明	1992. 5 ~ 2008. 5
20～22代	加藤 憲一	2008. 5 ~ 2020. 5
23～	守屋 輝彦	2020. 5 ~ 現在

委員会、監査委員がおかれている。

次に行政機構をみると、増加する行政需要にこたえるために次第に大きくなる傾向にある。そのため、1969年（昭和44）に大幅な機構改革を行ったが、その中で目立ったのは、企画部を新しく設け、その下に企画課（現企画政策課）と財政課（現総務部財政課）を置いたことである。このことは、今後地域開発を進めて行くにあたって、長期にわたる見通しをもった総合計画を立案すること、及び、総合計画の土台となる財政を健全化することを重視したためである。

行政機構の拡大と同時に、事務内容の能率的処理が求められるようになると、この目的達成のため、1962年（昭和37）に小田原市行政事務改善委員会が設けられ、職員の事務改善の意欲が高められた。1965年（昭和40）には待望の小型電子計算機が取り入れられ、市民税、固定資産税、国民健康保険料、清掃手数料等の計算に活用する等、事務処理のスピード化が図られるようになった。また、行政改革についても、住民の意思を反映した新しい自治スタイルの形成に取り組むことをねらいに、行政改革推進委員会が1995年（平成7）に設置された。

さて、本市における市民サービスの窓口の中心となるところが市民部で、この中には本庁以外に、川東タウンセンター（マロニエ）、城北タウンセンター（いずみ）、橘タウンセンター（こゆるぎ）、アークロード市民窓口が置かれている。

施行時特例市 2000年（平成12）11月1日に小田原市は特例市になった。自治体が自らの裁量で市民生活・都市環境の質を高めていくことのできる様々な事務権限が移譲され、地域の実情にあったまちづくりができるようになった。今後も、地方分権が進んでいくと思われるが、そのことを市民・行政ともに強く自覚することが大切である。なお、特例市制度は2014年（平成26）に廃止となり、中核市移行に向けて検討を進めてきたが、行革を優先すべきとの判断から、法定期限内の移行を断念した。

市議会 市議会には、定期的にかかれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会がある。市議会の会議の中心となるのは、議員全員（現

定数27人)が出席する本会議で、市長や議員が提出した議案などについて、質疑、討論、採決などが行われ、ここで議決されたものが、議会の最終的な意思となる。

また、本会議ですべての案件を審議するのは困難であるため、本会議とは別に、市の事業部門を分けて担当し、専門的に効率良く審査を行うために常任委員会のほか、必要に応じ特別委員会が置かれ、委員会での審査結果は本会議に報告され、決定に役立てられる。

選挙 最近の投票率をみると、低い状態が続き、政治に対する市民の関心は必ずしも高いとは言えない。政治に対する信頼と共感を得ることができなければ、市民は政治に失望してますます無関心になり、民主政治は大きな危機を迎えることになる。なお、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布（施行日・平成28年6月19日）され、選挙に参加できる年齢が満20才から18才以上に引き下げられた。

国政選挙だけでなく県・市政選挙においても、住民自治の原則に基づく高い政治意識に支えられた投票行動がより一層望まれる。

《小田原市議会に設置の常任委員会》

委員会名称	構成人数
総務常任委員会	9人
厚生文教常任委員会	9人
建設経済常任委員会	9人
議会広報広聴常任委員会	7人

※市議会に係る情報は、令和3年9月1日現在のもの。

※議員は、議会広報広聴常任委員会を除く常任委員会のうち少なくとも1の常任委員会の委員となる。

小田原市における各種選挙の投票率

執行期日	選挙の種類	投票率 (%)	
		小田原市	全 国
2004. 5.16	市長	43.8	
2004. 7.11	参議院	51.1	56.6
2005. 9.11	衆議院	66.4	59.8
2005.10.23	参議院補欠	29.6	
2007. 4. 8	県知事	34.4	
2007. 4.22	市議会	49.1	
2007. 7.29	参議院	54.7	58.6
2008. 5.18	市長	53.93	
2009. 8.30	衆議院	68.36	69.28
2009.10.25	参議院補欠	52.18	
2010. 7.11	参議院	53.65	57.92
2011. 4.10	知事	43.52	
”	県議会	43.42	
2011. 4.24	市議会	45.2	
2012. 5.20	市長	41.87	
”	市議会補欠	41.86	
2012.12.16	参議院	59.18	59.32
2013. 7.21	衆議院	53.13	52.61
2014.12.14	衆議院	52.47	52.66
2015. 4.12	知事	27.87	
2015. 4.26	市議会	41.91	
2016. 7.10	参議院	52.34	54.70
2017.10.22	衆議院	53.20	53.68
2019. 4. 7	知事	36.7	
”	県議会	36.49	
2019. 4.21	市議会	42.13	
2019. 7.21	参議院	46.77	48.80
2020. 5.17	市長	46.79	
2021.10.31	衆議院	55.45	55.93

- 注・衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移
- ・1996年より、衆議院議員選挙は小選挙区比例代表並立制が導入された
 - ・2009年から衆議院議員選挙の投票率は、小選挙区の数字
 - ・2017年より、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた
 - ・参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移
 - ・本市は選挙管理委員会、全国は総務省（旧自治省）調べ

市民とのコミュニケーション 市民と行政が、互いに理解を深め、協力体制をつくるためには、広報、広聴等の活動が必要である。広報は行政の実情を住民へ知らせることであり、本市では「広報小田原」「市議会だより」を発行し、自治会や市内公共施設を活用して配布している。近年では、ホームページやソーシャルネットワークサービス等のインターネットを利用した広報活動にも力を入れるようになった。

次に、広聴は市民の声に耳を傾けることであるが、市民の声を市政に反映させるため、本市では様々な活動に積極的に取り組んでいる。1968年（昭和43）には、市民相談室を設け、市民の要望や苦情を聞いたり、身上相談にも応じたりしている。市政関係の相談内容は、交通安全施設及び交通規制の要望、市道・農道等の管理及び補修、河川の管理、福祉、教育、市税、環境衛生等、あらゆる分野にわたっており、その数は市民の生活上の諸問題も含めて2014年度（平成26）中で2,279件に上っている。同様な趣旨で1969年（昭和44）から、市長が市民から率直な意見を聞き市政に反映させるための「市民と市長との懇談会」を開催してきたが、2008年（平成20）に「市民と市長のまちかどトーク」に形を変え、その後2012年（平成24）からは、より和やかな雰囲気の中で市民と市長が交流できるよう「まちカフェ」を開催している。このほか、現在では「市長への手紙」、「広聴ボード」、インターネットを利用した問い合わせの受付など、時代や環境、住民のニーズの変化にあわせて様々な形で広聴活動を行なっている。また、自治会を基盤に組織された地区広報委員長会議も、広報のみならず、市民の要望をくみ上げる広聴の役目をはたしている。

以上、市が市民へ働きかける広報・広聴の概要を述べたが、逆に市民による市への働きかけとして市民活動団体の活動がある。市民活動団体の活動内容は、地域社会の向上発展に尽くそうとするものであり、その中には、市への提案や協力のほか、協働による事業の実施などがある。

さて、市民や市民団体が市政等について意見や要望がある場合には、請願や陳情を市議会に提出することができる。請願は、市議会議員の紹介が必要である。原則として、所管の委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められる。採択した場

合には、その内容により市長部局等に送付し、議会は処理の経過と結果報告を求めることができる。一方、陳情は紹介議員の必要はない。本市議会では、原則として所管の常任委員会等に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められる。2007年（平成19）から2011年（平成23）にいたる5年間で受けつけた請願は5件、陳情は135件（継続件数を含む）である。

住民組織として、自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくしていこうと、住民自らが主体となって様々な問題に取り組んでいるのが自治会である。戦後、町内会は住民の生活をしばる組織であるとして解散させられたので、本市は市民との連絡を図るために外勤嘱託員制度を採用した。しかし、地域住民による自主的な住民組織結成の機運が盛り上がりを見せ、1958年（昭和33）、市内全域に住民の総意による自主的な自治会が誕生した。市は、自治会に、広報回覧の配布、防犯等の仕事を依頼し、行政がすみずみまでゆきわたるようにしている。以上のように自治会は、会員が相互に親睦を図り、自治意識を高めることにより地域社会の向上発展を図るといふ本来の活動の外に、住民と行政との橋渡し役としての役割があるとともに、円滑な行政運営を進めていくために必要な存在となっており、地震や自然災害に強いまちづくり、地域の環境美化を進めていく上でも重要な団体となっている。

また、自治会連合会26地区ごとに地域が目指す将来像とそれを実現するための取組内容等をまとめた地域別計画が策定されている。この計画の実現に向けて活動する組織として、地域コミュニティ組織が設立されており、地域の各種団体が連携・協働することで、地域課題解決の促進を図っている。

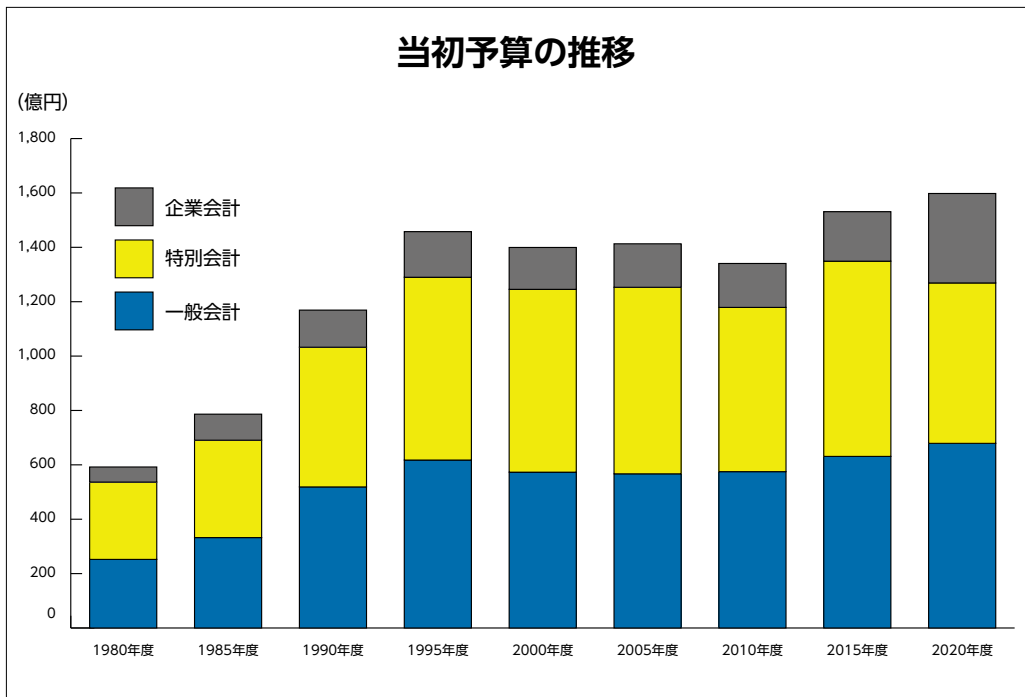
以上、本市の行政の概要を述べたが、本市域のみではなく隣接自治体との協力により広域的に行政運営をする必要があるとの考えのもと、1970年（昭和45）に県西地域2市8町（発足当時1市10町）による県西地域広域市町村圏協議会（平成22年4月に神奈川県西部広域行政協議会に統合される）がつくられた。以来、2市8町等との間では、スポーツ施設や図書館の相互利用をはじめ、消防の広域化や斎場事務の連携などを行い、行政の効率化や住民サービスの向上に大きな効果を上げている。

2 財政

地方財政の主な財源は税金であることから、無駄をはぶき、最少の経費で最大の効果を上げなければならない。

本市の財政の移り変わりを見ると、1945年度（昭和20）一般会計歳出決算額は259万円余であったが、戦後のインフレと占領軍による諸制度の改革は財政規模を拡大し、当時の全国的傾向と同様に、本市財政も1948年度（昭和23）より赤字財政となった。その後、1955年（昭和30）公布の「地方財政再建促進特別措置法」にもとづき、翌年より4ヶ年にわたる自主財政再建計画を立て赤字をなくすよう努力した結果、早くも1958年度（昭和33）には黒字に変わった。その後、人口や産業の集中による都市化と福祉の向上、上下水道の普及、し尿処理、道路整備等の財政需要が増大し、好景気とそれにもなう物価上昇もあって、1993年度（平成5）の637億円まで拡大を続けた。しかし、景気の悪化等による税収の落ち込みなどがある一方、高齢化による社会保障費の増加など財政需要は高まっており、厳しい財政運営となっている。

市の予算には市民生活全般をまかなう一般会計、競輪や国民健康

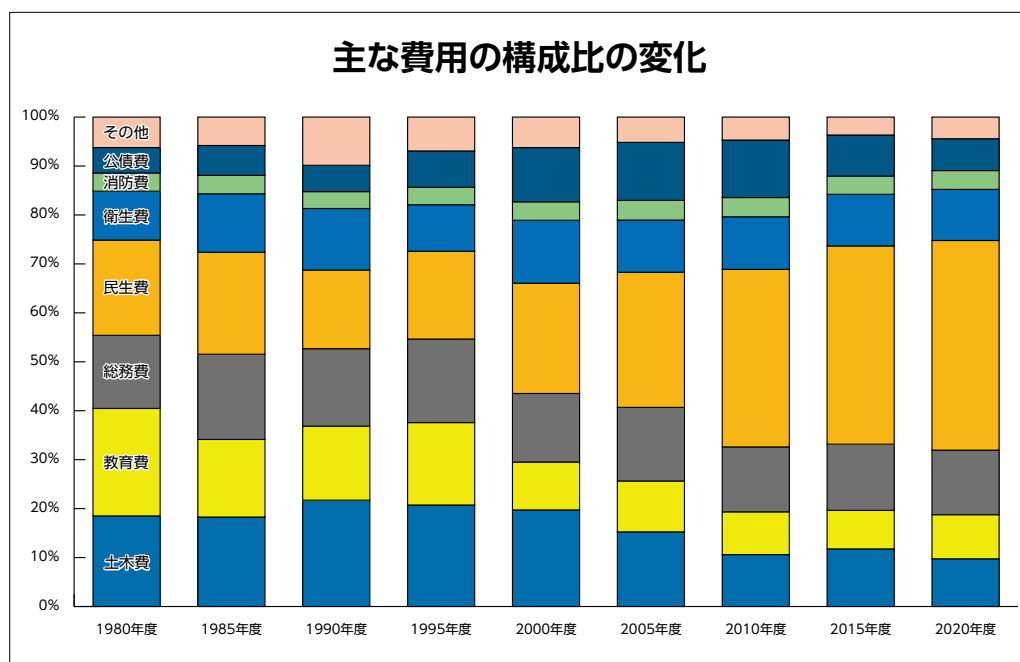


保険などの特別会計、水道・病院などの企業会計の3種類があり、それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）がある。一般会計は、福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、市が基本的に行うべき事業のための会計であり、一般会計をいかに予算配分するかが市政の推進に密接にかかわってくる。

歳入のうち市税が約半分を占め、市有施設の使用料や諸収入などを合わせた自主財源が約60%で、国や県からの補助費や市債など依存財源が約40%である。

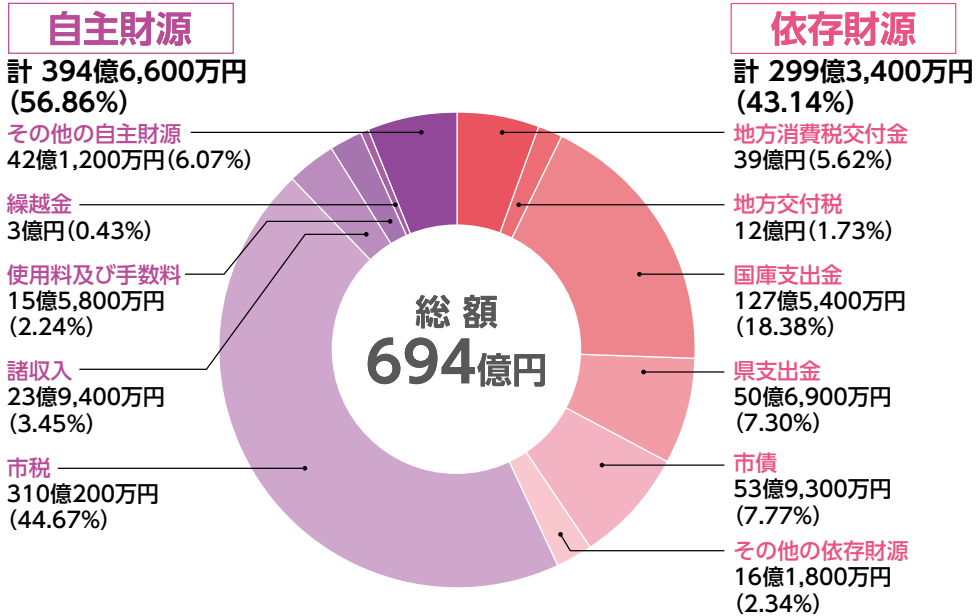
歳出の変化を見ると、少子高齢化や景気低迷のためか、福祉関係の経費である民生費の占める割合が増加し、その他の経費の割合が減少する傾向にある。

「健康」「教育」を柱に子育て環境や学習環境の充実を図ることと、都市基盤整備を推進し、中心市街地など地域経済の活性化にも取り組むという、市政の難しさが現れている。



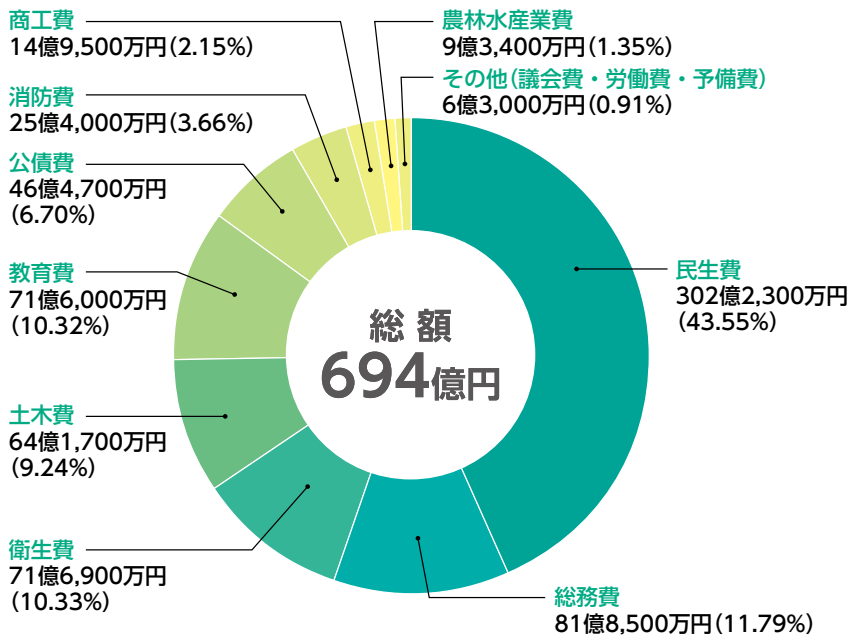
小田原市の令和3年度 一般会計

歳入の内訳



自主財源は、市民の皆さんが納めた税金など市が直接調達できる財源です。依存財源は、国や県から入ってくる財源で、額が国や県の基準で決められています。

歳出（目的別）の内訳



6 あすの小田原

本市では、2010年度（平成22）に策定した「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）」に基づき、「市民の力で未来を拓く希望のまち」を目指し、市民力や地域力を生かした課題解決の取組をはじめ、様々な施策に取り組んできた。

この間、国際社会においては、持続的な成長が課題となる中、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現し、豊かで活力ある未来をつくるため、2015年（平成27）の国連サミットでSDGsが採択され、現在その達成に向けた取組が世界中で進められている。また、2019年（令和元）に発生した新型コロナウイルス感染症は、またたく間に世界中に広がり、人の命が脅かされるだけでなく、暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼした。しかし、この危機は、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションを加速させる機会となり、新たな時代を見据えた働き方や暮らし方への対応が行政にも求められることとなった。

*進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

このような情勢のなか、2022年（令和4）4月に「第6次小田原市総合計画」がスタートする。

「第6次小田原市総合計画」の概要

小田原には、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境、先人より継承された文化・伝統産業、そして、我が国でも特筆すべきレベルに成長した市民力や地域力といった人の力がある。また、都心からほど良い距離にあり、鉄道や高速道路などのインフラが整備されている都市という要素は、未来に向かって発展していくための重要な礎である。

こうした基盤を活かしながら、人、地域、時代をつなぐまちづくりの視点を大切にし、次世代に責任を持てる持続可能なまちを築くため、第6次小田原市総合計画では、2030年に目指す小田原の姿や将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を掲げた。

第6次小田原市総合計画は、「基本構想」と、「実行計画」で構成される。

基本構想では、将来都市像の実現に向け、3つのまちづくりの目

標「生活の質の向上」「地域経済の好循環」「豊かな環境の継承」を定め、実行計画では、重点施策と基本構想に掲げるまちづくりの3つの目標に対する25の施策と、「行政経営」「公民連携・若者女性活躍」「デジタルまちづくり」の3つの推進エンジンを位置付けた。

小田原の「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」を具現化することで、小田原の魅力を最大限に磨き上げ、国内外の人たちが、行ってみたい、住んでみたいと憧れ、そして住む人に住み続けたいと思ってもらえる「世界が憧れるまち“小田原”」を実現していく。